

第5期 豊島区子ども・子育て会議（第2回）次第

日時：令和4年11月7日（月）

午後2時～

オンライン会議（zoom）

会場：レクチャールーム

（807・808 会議室）

1 議 事

（1）第二期子ども・子育て支援事業計画 中間見直しについて

（2）第二期子ども・子育て支援事業計画 需要量の見込みについて

2 閉会

【資 料】

資料1 第二期豊島区子ども・子育て支援事業計画 中間見直しについて

資料2 第二期豊島区子ども・子育て支援事業計画 需要量の見込み
（令和5～6年度）

資料1-1	令和4年11月7日
	第2回子ども・子育て会議

1. 第二期子ども・子育て支援事業計画 中間見直しについて

(1) 概要

第2期子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）は、子ども・子育て支援法により義務付けられた、5年間の計画期間における幼児期の教育・保育、地域の子育て支援についての「量の見込み」、「提供体制の確保の内容及びその実施時期」等を示した計画です。

令和4年度は計画期間の中間年度に当たり、教育・保育の給付認定区分ごとの人数が、計画した認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となります。

(2) 国が示す見直しの基準

①原則

「実績値」について、教育・保育給付認定区分ごとに、市町村計画における「量の見込み」（必要利用定員総数）と比較し、10%以上の乖離がある場合※は、原則として見直しが必要と判断し、要因分析及びそれに基づく見直し作業を行うこととする。

$$\text{※ } \frac{\text{実績値}}{\text{量の見込み}} \leq 90\% \quad \text{又は} \quad \frac{\text{実績値}}{\text{量の見込み}} \geq 110\%$$

②コロナによる影響について

新型コロナウイルス感染症等の影響により、平常時の実績（今後の利用ニーズを含む）の想定が困難であって、令和4年度に中間見直しが必要かどうかの判断ができない場合、必ずしも当該年度に見直しを行う必要はなく、令和5年度以降に必要な応じて実施していただきたい。（資料1-2 内閣府事務連絡）

(3) 見直しの実施について

本区においては、計画と実績値に10%以上の乖離のある事業が12事業あります。そのため、上記2（1）のとおり、原則としては見直しが必要です。一方、この乖離の要因が、コロナ禍の影響であることも想定され、平常時の実績及び今後の利用ニーズの把握が困難です。

(4) 今後の方向性

内閣府の通知を踏まえ、コロナ禍の影響により、人口推計や平常時の実績等の想定が困難であるため、計画の見直し自体は見送ることとします。第二期計画期間中は、令和4年度までの人口、利用実績等を鑑み、より実績に近い需要量の見込みを立てて検証し、事業を実施してまいります。

事務連絡
令和4年3月18日

各 都道府県・指定都市・中核市
子ども・子育て支援新制度 担当部局担当課 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）

第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しの
ための考え方について

子ども・子育て支援施策の推進につきましては、平素よりご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

市町村子ども・子育て支援事業計画については、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成二十六年内閣府告示第百五十九号。以下「基本指針」という。）において、「法の施行後、教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、・・・認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合、又は地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望が、・・・量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、教育・保育給付認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しを行う」こととなっています。

今般、基本指針に基づいて、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）における第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しを行うための考え方について送付いたします。各都道府県及び各市町村におかれては、これを参考としてご活用いただき、適切な見直し作業を進めていただきますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、管内市町村に対して遺漏のないよう周知いただくとともに、管内市町村の対応状況等を踏まえ、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画について、適切な見直し作業を進めていただきますようお願いいたします。

また、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」について、国における子ども・子育て支援施策の充実の検討材料とするため、令和4年度中を目途に調査を実施することを予定しておりますのでご承知置きください。

1. はじめに

本資料は、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 26 年内閣府告示第 159 号。以下「基本指針」という。）に基づき、各都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）において計画期間の中間年における見直し（以下「中間年の見直し」という。）を行うための参考となる考え方を示すものである。

本資料における見直しの考え方は、第二期市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村計画」という。）の策定時において、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方（作業の手引き）」（以下「手引き」という。）等に基づき、教育・保育の量の見込みを算出している場合を念頭に置いたものである。

実際にどのような方法で見直しを行うかは、今回お示しした算出方法の全体を活用する、一部を活用する等も含め、地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、各自治体において適切に判断いただきたい。

なお、既に地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、令和 3 年度に見直しを行った自治体や、現在見直しを実施中の自治体について、改めて作業を行うことを求める趣旨ではない。また、新型コロナウイルス感染症等の影響により、平常時の実績（今後の利用ニーズを含む）の想定が困難であって、令和 4 年度に中間年見直しが必要かどうかの判断ができない場合、必ずしも当該年度に見直しを行う必要はなく、令和 5 年度以降に必要なに応じて実施していただきたい。他方、市町村計画が教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関して定めるものであることを踏まえ、中間年の見直しの有無にかかわらず、地域の実情に応じて必要な場合は、適時に市町村計画を見直すことを検討していただきたい。

2. 見直しの方法について

2. 1 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し

(1) 実績値の把握

基本指針中の「教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数」については、市町村計画において設定した提供区域ごとに、教育・保育給付認定区分ごとの子どもの令和3年4月1日時点における実績値に基づくこととする。

(留意事項)

- ・市町村計画における1号認定子どもの「量の見込み」については、施設型給付を受けない幼稚園を利用する子どもの数等も含まれており、実績値の把握に際しても留意が必要である。
- ・市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設（以下「地方単独事業」という。）等による保育については、当分の間、確保方策に含めることを可能としていることから、認定を受けずに地方単独事業等を利用している子どもの数について把握している場合には、実績値の把握に際しても留意が必要である。

(2) 「実績値」と「量の見込み」との比較

(1)に基づき把握した「実績値」について、教育・保育給付認定区分ごとに、市町村計画における「量の見込み」（必要利用定員総数）と比較し、10%以上の乖離がある場合※は、原則として見直しが必要と判断し、要因分析及びそれに基づく見直し作業を行うこととする。

$$\text{※ } \frac{\text{実績値}}{\text{量の見込み}} \leq 90\% \text{ 又は } \frac{\text{実績値}}{\text{量の見込み}} \geq 110\%$$

なお、形式的には上記の場合に該当するものの、既に計画を見直している場合や、該当しなくとも将来的に乖離を生じうる潜在的な要因を持つ場合などもあるため、見直しの要否については、市町村の事情を踏まえて検討いただきたい。また、乖離の原因が、新型コロナウイルス感染症等の影響によるものである場合には、「1. はじめに」に記載しているとおり、令和5年度以降に見直しを行うことや、(4)に掲げる「量の見込み」の補正を実施するに当たり、当該影響を十分留意した上で補正を行うなど、適切に対応していただきたい。

(3) 要因分析

(2)を踏まえて見直しが必要と判断した場合は、乖離している要因について分析する必要がある。「量の見込み」は、手引き等に基づけば、①「推計児童数」、②「潜在家庭類型」及び③「利用意向率」により算出しているところ、乖離が生じている場合、例えば以下のような要因が考えられる。

- ・①「推計児童数」に係る事項として、推計時に想定できなかった事情により、児童数自体が増大していること（例えば、大規模マンションの建設による就学前児童数の増加、出生数の増加など）
- ・②「潜在家庭類型」及び③「利用意向率」に係る事項として、推計時の予想を超えて、教育・保育のニーズが高まっていること（例えば、専業主婦（主夫）世帯から共働き世帯への移行、幼稚園における預かり保育の活用により保育認定を受けられる保護者が幼稚園を利用するケースの増加、保育の必要性の認定事由の明確化や保育所整備の進捗等に伴う保育の利用意向の上昇など）

（参考：「量の見込み」の計算式（「手引き」等より））

$$\text{①「推計児童数」} \times (\text{②「潜在家庭類型」} \times \text{③「利用意向率」}) = \text{「量の見込み（人）」}$$

（留意事項）

- ・乖離の要因が推計児童数である場合には、社会増減（転入数－転出数）によるものか、自然増減（出生数－死亡数）によるものか等について分析する必要がある。
- ・推計児童数の算出に当たっては、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定時における人口推計など自然増減・社会増減を考慮に入れて算出した既存のデータを活用することも考えられる。
- ・乖離の要因が、新型コロナウイルス感染症の影響等による一時的なものであるかについて分析する必要がある。

（４）「量の見込み」の補正

見直しが必要と判断した場合、（３）の要因分析を踏まえて、「量の見込み」の補正を行うものとする。

（留意事項）

- ・過去の実績値によるトレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえることが必要である。特に、保育の受け皿整備の進捗による潜在需要の喚起、女性の就業率の上昇傾向に留意いただきたい。その際、全国の女性就業率の動向については、令和２年については前年比減となっているが、令和３年は再び上昇していることなどにも留意が必要である。
- ・令和３年４月１日時点の「実績値」については、新型コロナウイルス感染症の影響に十分留意する必要がある。当該影響により「実績値」が下がっていると考えられる場合には、例えば、当該影響が発生する前の令和２年４月１日時点までの「実績値」の傾向を活用すること等により、「量の見込み」の補正を行うといった方法が考えられる。
- ・女性の就業増加等を踏まえ、１号認定から２号認定への変更を希望する場合があることに留意する必要がある。

- ・市町村計画における「量の見込み」を下方修正する必要性が高いと判断した場合には、既に事業を実施している事業者及び事業の実施を検討している事業者と十分に情報共有等を図る必要がある。
- ・「手引き」においては、アンケート調査を踏まえた標準的な算出方法を示しているところであるが、アンケート調査以外の方法も含む、地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえたより効果的、効率的な方法による算出を妨げるものではない。ただし、この場合においても、「潜在的なニーズを含めて量の見込みを把握し、それに対応する確保方策を定める」という制度の基本的考え方を踏まえる必要がある。

(5) 提供体制の確保の内容の変更

(4)により「量の見込み」を補正した場合、必要に応じ、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期についても変更を検討するものとする。

2. 2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し

教育・保育の「量の見込み」の見直し及び提供体制の確保の内容の変更に併せて、必要に応じ、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の見直し及び提供体制の確保の内容の変更を行うこととする。

その際、例えば、

- ・放課後児童クラブについて、利用の申込みや登録児童・待機児童の実績値の分析に加え、地域の実態に応じ、保育所の新設や大規模マンションの新設等、今後、量の見込みを大きく変動させ得る要因の動向の分析を踏まえ、見直しを行う
- ・延長保育事業及び病児保育事業について、保育所等の整備量の拡大に応じ、見直しを行う
- ・一時預かり事業について、一時預かり事業を行う幼稚園の拡大や、利用実績等から予測される利用する家庭類型の割合、専業主婦・主夫家庭等の増減見込み、実際の利用状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う
- ・地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業を始め、上記以外の地域子ども・子育て支援事業についても、事業の実施状況や利用状況等に照らし、必要に応じて見直しを行う

ことなどが考えられる。

また、「2. 1 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し」と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響に十分留意した上で「量の見込み」等の見直しを行っていただきたい。

3. 留意点

(1) 計画的な受け皿整備に向けた運用上の工夫

各地域における待機児童の状況等を踏まえ、例えば下記のような運用上の工夫を行うことなどにより、年度ごとの必要利用定員総数を確実に確保できるよう、計画的な受け皿整備を行う必要があると考えられる。

- ① 保育所や認定こども園を新たに整備した後、4・5歳児定員については、定員割れが生じる一方で、0～2歳児については、定員超過が生じることが多いことに鑑み、運営開始後1～3年目については、4・5歳児定員を少なく設定し、2年目以降については、入所児童の進級に伴い、4・5歳児の定員の増加を図るなど、施設側と調整し、地域の保育ニーズに伴い、柔軟な定員設定を行う。
- ② 企業主導型保育施設の地域枠について、市町村の利用者支援の対象とした場合には、その積極的な活用を図る。
- ③ 都市開発部局と十分に情報共有、連携を行い、大規模マンション等の開発を行う際には、保育所や地域型保育事業所等を併せて整備することにより、社会増に伴い必要となる保育の受け皿を確保する。
- ④ 必要利用定員総数について、令和6年度の必要利用定員総数が、令和5年度の必要利用定員総数以上である場合には、認可に係る需給調整においては、各年度の必要利用定員総数に基づき認可を行うのではなく、計画期間の終期である令和6年度の必要利用定員総数に基づき行う。
- ⑤ 預かり保育事業に係る施設等利用給付の支給実績等も踏まえつつ、幼稚園において、預かり保育の充実（長時間化・通年化）等により、保育を必要とする子どもの預かりニーズにも適切に対応可能であると認められる場合には、2号認定に関する受け皿の確保策として位置付ける。

(2) 「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」の見直し（認定こども園の移行に関する事項を含む）

各都道府県においては、管内市町村の対応状況も踏まえ、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画について、適切に見直しを進めていただきたい。その際、市町村の区域を超えた教育・保育施設の利用（広域利用）が適切に市町村計画に反映されるようにするため、関係市町村間の連携・調整を支援するとともに、広域的な観点から市町村間の調整を行うこと。また、既存の幼稚園・保育所の希望に応じて認定こども園への移行を可能とするために設定いただいている「都道府県計画で定める数」について、改めて管内の事業者の希望を把握した上で、見直しを行うことが望ましいこと。

(3) 子ども・子育て支援法の一部改正を踏まえた対応

令和4年4月1日に一部施行される「子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律」（令和3年法律第50号）により、市町村子ども・子育て

て支援事業計画において定めるよう努めるべき事項として、地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項が追加され、あわせて、基本指針の改正がなされたところである。なお、本改正を踏まえて市町村計画を直ちに見直す必要があるものではないが、市町村の実情に応じて、第2期計画の中間年の見直しや、第3期計画等により対応することも差し支えないとしているところであるため、今般の中間年の見直しに際しては留意いただきたい。

(4)見直しに当たっての手續

見直しに当たっては、子ども・子育て支援法に基づき、地方版子ども・子育て会議等で議論を行うこととする。また、市町村・都道府県間で十分連携して対応することが望ましい。

4. その他

- ・今般の中間年の見直しに関して検討状況を把握するため、令和4年中の見直しの予定の有無について、令和4年3月頃に調査を行う予定である。
- ・中間年の見直しを踏まえた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの改定状況について、令和4年度中を目途に調査を行う予定である。

(案)

第二期豊島区子ども・子育て 支援事業計画

需 要 量 の 見 込 み
(令和5～6年度)

子ども・子育て支援新制度について

◆子ども・子育て支援制度による給付・事業

(1) 子ども・子育て支援給付

教育・保育給付

施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所

地域型保育給付

- 小規模保育
- 家庭的保育
- 居宅訪問型保育
- 事業所内保育

施設等利用給付

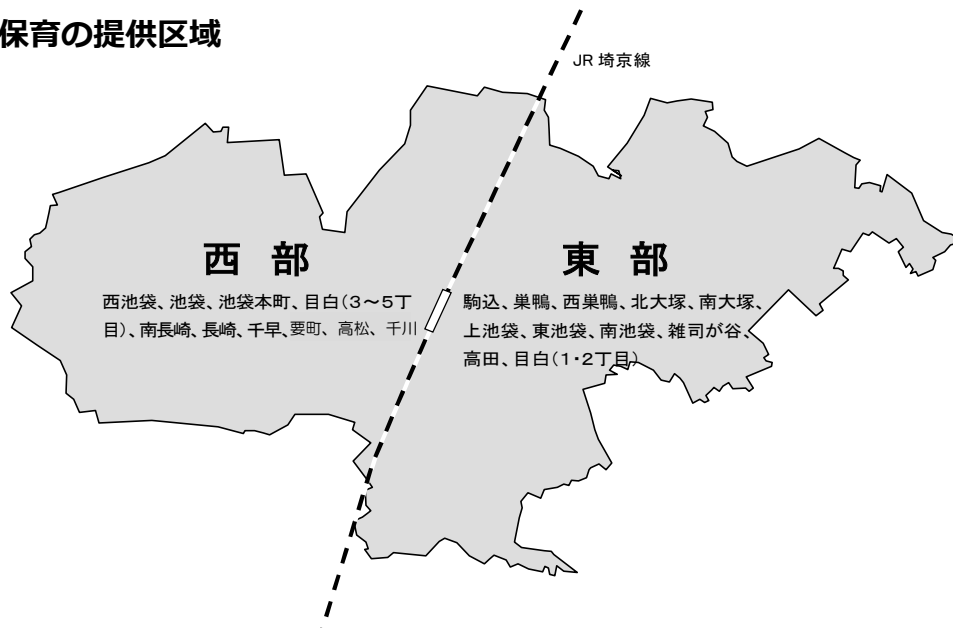
(2) 地域子ども・子育て支援事業

- ① 利用者支援事業
- ② 時間外保育事業（延長保育）
- ③ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）
- ④ 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- ⑤ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑥ 養育支援訪問事業等
- ⑦ 地域子育て支援拠点事業
- ⑧ 一時預かり事業
- ⑨ 病児・病後児保育事業
- ⑩ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（小学生）
- ⑪ 妊婦健康診査
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な事業者の参入促進事業

◆認定区分

認定区分	内容
1号	満3歳以上の幼稚園等での学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
2号	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
3号	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

◆教育・保育の提供区域



1. 教育・保育給付

① 満3歳以上で幼稚園及び認定こども園を利用（1号認定）

今後の見込み

子育て世帯の増加により、子どもの数も増えてきている一方で、保育園への入園数が伸びているため幼稚園・認定こども園の利用者が減少しています。現在、定員は需要量を満たす状況にあるので、区立幼稚園、区内私立幼稚園の設置計画及び定員増の見直しの予定はありません。

単位：人

区 全 域	令和2年度 実績		令和3年度 実績		令和4年度 見込み		令和5年度 見込み		令和6年度 見込み	
	1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望
①需要量 (当初計画の需要量見込み)	1,575 (1,970)	362 (453)	1,547 (1,999)	340 (460)	927 (1,996)	340 (459)	911 (2,023)	340 (465)	911 (2,023)	340 (465)
② 確 保 方 策	特定教育・保育施設	315 (315)	315 (315)	315 (315)	— (315)	— (315)	— (315)	— (315)	— (315)	— (315)
	確認を受けない幼稚園*	1,293 (1,744)	1,293 (1,744)	1,293 (1,744)	— (1,744)	— (1,744)	— (1,744)	— (1,744)	— (1,744)	— (1,744)
	幼稚園及び長時間・通年の預かり保育(再掲)	0 —	453 (453)	0 —	453 (460)	— —	— (459)	— —	— (465)	— (465)
	他区市町村の幼稚園・認定こども園	— (364)	329 (364)	— (400)	329 (400)	— (396)	— (396)	— (429)	— (429)	— (429)
	計	— (2,423)	1,937 (2,423)	— (2,459)	1,937 (2,459)	— (2,455)	— (2,455)	— (2,488)	— (2,488)	— (2,488)
過不足②-①	0		50		()内は当初計画の数字					
③達成率:確保方策 (実績/計画)	79.9%		78.8%							
④待機児童数	4月1日: -人		4月1日: -人							

※特定教育・保育施設・・・区立幼稚園、私立認定こども園

確認を受けない幼稚園・・・新制度に移行していない私立幼稚園

需要量の内訳(提供区域別の状況)

東部地域		令和2年度 実績		令和3年度 実績		令和4年度 見込み		令和5年度 見込み		令和6年度 見込み	
		1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望
①需要量 (当初計画の需要量見込み)		729 (1,105)	167 (249)	698 (1,115)	155 (251)	399 (1,108)	155 (249)	392 (1,109)	155 (249)	392 (1,089)	155 (245)
② 確保 方 策	特定教育・保育施設		60 (60)		60 (60)		(60)		(60)		(60)
	確認を受けない幼稚園*		649 (943)		649 (943)		(943)		(943)		(943)
	幼稚園及び長時間・通 年の預かり保育(再 掲)	0 -	249 (249)	0 -	249 (251)		(249)		(249)		(245)
	他区市町村の幼稚 園・ 認定こども園		187 (351)		187 (363)		(354)		(355)		(331)
	計		896 (1,354)		896 (1,366)		(1,357)		(1,358)		(1,334)
過不足②- ①		0		43							
③達成率 : 確保方策(実績/		66.2%		65.6%							
④待機児童数		4月1日: -人		4月1日: -人							

西部地域		令和2年度 実績		令和3年度 実績		令和4年度 見込み		令和5年度 見込み		令和6年度 見込み	
		1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望
①需要量 (当初計画の需要量見込み)		846 (865)	195 (204)	849 (884)	185 (209)	0 (888)	185 (210)	0 (914)	185 (216)	0 (934)	185 (220)
② 確保 方 策	特定教育・保育施設		255 (255)		255 (255)		(255)		(255)		(255)
	確認を受けない幼稚園*		644 (801)		644 (801)		(801)		(801)		(801)
	幼稚園及び長時間・通 年の預かり保育(再 掲)	0 -	204 (204)	0 -	204 (209)		(210)		(216)		(220)
	他区市町村の幼稚 園・ 認定こども園		142 (13)		142 (37)		(42)		(74)		(98)
	計		1,041 (1,069)		1,041 (1,093)		(1,098)		(1,130)		(1,154)
過不足②- ①		0		7							
③達成率 : 確保方策(実績/		97.4%		95.2%							
④待機児童数		4月1日: -人		4月1日: -人							

令和4年度事業実施状況

R4.5.1現在

区内施設	施設数	定員	在籍児童数(管内児)
A. 区立幼稚園	3	180	66
B. 私立幼稚園	15	1,824	861
C. 認定こども園	1	60	42
計	19	2,064	969

※在籍児童数(管内児) A(66)+B(861)=令和4年度見込み 1号

<参考>満3歳以上で幼稚園及び認定こども園を利用(1号認定)、(2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い方を含む)のうち、豊島区以外の区市町村の園に在籍しているのは900人

② 満3歳以上で保育所及び認定こども園を利用（2号認定）

今後の見込み

需要量については、令和2～4年度実績（見込み）をみると、西部地域では実績が当初見込みを10%超上回っており、また区全体としても10%近く上回っている状況から、令和5年度以降の需要見込みを上方修正しました。

整備計画については、上記の修正した需要量であっても、令和4年度時点での保育施設の定員で十分に賅うことが可能であるため、当面は、現在整備中の認可保育所2園（令和5年度）のみとし、令和6年度は新設を行わない予定です。

単位：人

区全域		令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み
①需要量 (当初計画の需要量見込み)		3,304 (3,147)	3,422 (3,193)	3,425 (3,187)	3,493 (3,230)	3,492 (3,230)
②確保 方策	特定教育・保育施設	3,393 (3,525)	3,617 (3,723)	— (3,921)	— (4,119)	— (4,317)
	企業主導型保育施設	16 (11)	4 (11)	— (11)	— (11)	— (11)
	認可外保育施設	313 (270)	272 (270)	— (270)	— (270)	— (270)
	計	3,722 (3,806)	3,893 (4,004)	— (4,202)	— (4,400)	— (4,598)
過不足②－①		418	471	—	—	—
③整備計画		認可保育所 新設6施設 東部4施設(100人) 西部2施設(38人) 定員変更 東部71人 西部55人 認可外保育施設 確認 東部185人 西部17人	認可保育所 新設6園 東部3施設(99人) 西部3施設(99人)	認可保育所 新設4園 東部3施設(71人) 西部1施設(0人)※ ※民営化によるもの	認可保育所 新設2園 東部1施設(0人)※ 西部1施設(32人) ※民営化によるもの	認可保育所 新設0園 (0人)
				(当初計画) 認可保育所 新設6園 東部3施設(99人) 西部3施設(99人)	(当初計画) 認可保育所 新設6園 東部3施設(99人) 西部3施設(99人)	(当初計画) 認可保育所 新設6園 東部3施設(99人) 西部3施設(99人)
④達成率：確保方策(実績/計画)		97.8%	97.2%			
⑤待機児童数		4月1日：-人	4月1日：0人	()内は当初計画の数字		

需要量の内訳(提供区域別の状況)

東部地域		令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み
需要量 (当初計画の需要量見込み)		1,713 (1,715)	1,783 (1,730)	1,813 (1,717)	1,861 (1,718)	1,828 (1,687)
確保 方策	特定教育・保育施設	1,721 (1,830)	1,876 (1,929)	_____ (2,028)	_____ (2,127)	_____ (2,226)
	企業主導型保育施設	4 (8)	4 (8)	_____ (8)	_____ (8)	_____ (8)
	認可外保育施設	259 (212)	243 (212)	_____ (212)	_____ (212)	_____ (212)
	計	1,984 (2,050)	2,123 (2,149)	_____ (2,248)	_____ (2,347)	_____ (2,446)
過不足 ②-①		271	340			
③達成率 : 確保方策(実績/計画)		96.8%	98.8%			
④待機児童数		4月1日: 0人	4月1日: 0人			

西部地域		令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み
需要量 (当初計画の需要量見込み)		1,591 (1,432)	1,639 (1,463)	1,612 (1,470)	1,632 (1,512)	1,664 (1,543)
確保 方策	特定教育・保育施設	1,672 (1,695)	1,741 (1,794)	_____ (1,893)	_____ (1,992)	_____ (2,091)
	企業主導型保育施設	12 (3)	0 (3)	_____ (3)	_____ (3)	_____ (3)
	認可外保育施設	54 (58)	29 (58)	_____ (58)	_____ (58)	_____ (58)
	計	1,738 (1,756)	1,770 (1,855)	_____ (1,954)	_____ (2,053)	_____ (2,152)
過不足② - ①		147	131			
③達成率 : 確保方策(実績/計画)		99.0%	95.4%			
④待機児童数		4月1日: 0人	4月1日: 0人			

令和3年度末の事業実施状況

R4.3月現在

	区内施設	施設数	定員	在籍児童数 (管内児)
特定教育・ 保育施設	認可保育所	89	3,611	3,275
	認定こども園	0	0	0
特定地域型 保育事業	小規模保育	22	0	0
	家庭的保育	2	0	0
	居宅訪問型保育	4	1	1
	事業所内保育	1	0	0
認可外保育施設	認証保育所	6	25	12
	臨時保育所	1	6	0
計		125	3,643	3,288

③ 満3歳未満で保育所、認定こども園及び地域型保育を利用（3号認定）

今後の見込み

需要量については、全体として、令和2～4年度実績（見込み）が当初見込みを10%超下回っている状況から、令和5年度以降の需要見込みを修正します。

整備計画については、上記の修正した需要量であっても、令和4年度時点での保育施設の定員で十分に賅うことが可能であるため、当面は、現在整備中の認可保育所2園（令和5年度）のみとし、令和6年度は新設を行わない予定です。

単位：人

区全域	令和2年度 実績		令和3年度 実績		令和4年度 見込み		令和5年度 見込み		令和6年度 見込み		
	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	
①需要量 (当初計画の需要量見込み)	2,621 (2,925)	569 (656)	2,468 (2,926)	514 (656)	2,385 (2,981)	468 (656)	2,493 (2,979)	504 (657)	2,497 (2,983)	504 (657)	
②確保 方策	特定教育・保育施設	2,282 (2,296)	671 (676)	2,344 (2,422)	670 (712)	— (2,548)	— (748)	— (2,674)	— (784)	— (2,800)	— (820)
	地域型保育事業	277 (274)	49 (78)	257 (274)	52 (78)	— (274)	— (78)	— (274)	— (78)	— (274)	— (78)
	企業主導型保育施設	82 (89)	19 (30)	147 (89)	51 (30)	— (89)	— (30)	— (89)	— (30)	— (89)	— (30)
	認可外保育施設	312 (305)	95 (52)	303 (305)	83 (52)	— (305)	— (52)	— (305)	— (52)	— (305)	— (52)
	計	2,953 (2,964)	834 (836)	3,051 (3,090)	856 (872)	— (3,216)	— (908)	— (3,342)	— (944)	— (3,468)	— (980)
過不足②－①	332	265	583	342	—	—	—	—	—	—	
③整備計画	認可保育所新設6施設 東部4施設(103人) 西部2施設(42人) 定員変更 東部△1人／ 西部4人 小規模定員変更 東部37人／ 西部△23人 家庭的保育1施設減 西部△2人 認可外保育施設確認 東部139人／ 西部18人		認可保育所 新設6園 東部3施設(81人) 西部3施設(81人)		認可保育所 新設4園 東部3施設 (73人) 西部1施設 (▲2人)※ ※民営化によるもの		認可保育所 新設2園 東部1施設 (▲6人)※ 西部1施設 (27人) ※民営化によるもの		認可保育所 新設0園 (0人)		
					(当初計画) 認可保育所 新設6園 東部3施設(81人) 西部3施設(81人)		(当初計画) 認可保育所 新設6園 東部3施設(81人) 西部3施設(81人)		(当初計画) 認可保育所 新設6園 東部3施設(81人) 西部3施設(81人)		
④達成率：確保方策 (実績/計画)	99.6%	99.8%	98.7%	98.2%	()内は当初計画の数字						
⑤待機児童数	4月1日：0人		4月1日：0人								

需要量の内訳(提供区域別の状況)

東部地域		令和2年度実績		令和3年度実績		令和4年度見込み		令和5年度見込み		令和6年度見込み	
		1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳
①需要量 (当初計画の需要量見込み)		1,363 (1,574)	308 (338)	1,270 (1,534)	284 (337)	1,270 (1,546)	236 (337)	1,294 (1,543)	259 (338)	1,296 (1,546)	259 (338)
②確保 方策	特定教育・保育施設	1,158 (1,163)	351 (356)	1,219 (1,226)	350 (374)	— (1,289)	— (392)	— (1,352)	— (410)	— (1,415)	— (428)
	地域型保育事業	136 (142)	19 (37)	131 (142)	26 (37)	— (142)	— (37)	— (142)	— (37)	— (142)	— (37)
	企業主導型保育施設	54 (44)	15 (16)	74 (44)	28 (16)	— (44)	— (16)	— (44)	— (16)	— (44)	— (16)
	認可外保育施設	247 (227)	78 (32)	221 (227)	66 (32)	— (227)	— (32)	— (227)	— (32)	— (227)	— (32)
	計	1,595 1,576	463 (441)	1,645 (1,639)	470 (459)	— (1,702)	— (477)	— (1,765)	— (495)	— (1,828)	— (513)
過不足② - ①		232	155	375	186						
③達成率 : 確保方策 (実績/計画)		101.2%	105.0%	100.4%	102.4%						
④待機児童数		4月1日 : 0人		4月1日 : 0人							

西部地域		令和2年度実績		令和3年度実績		令和4年度見込み		令和5年度見込み		令和6年度見込み	
		1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳
①需要量 (当初計画の需要量見込み)		1,258 (1,351)	261 (318)	1,198 (1,392)	230 (319)	1,115 (1,435)	232 (319)	1,199 (1,436)	245 (319)	1,201 (1,437)	245 (319)
②確保 方策	特定教育・保育施設	1,124 (1,133)	320 (320)	1,125 (1,196)	320 (338)	— (1,259)	— (356)	— (1,322)	— (374)	— (1,385)	— (392)
	地域型保育事業	141 (132)	30 (41)	126 (132)	26 (41)	— (132)	— (41)	— (132)	— (41)	— (132)	— (41)
	企業主導型保育施設	28 (45)	4 (14)	73 (45)	23 (14)	— (45)	— (14)	— (45)	— (14)	— (45)	— (14)
	認可外保育施設	65 (78)	17 (20)	82 (78)	17 (20)	— (78)	— (20)	— (78)	— (20)	— (78)	— (20)
	計	1,358 (1,388)	371 (395)	1,406 (1,451)	386 (413)	— (1,514)	— (431)	— (1,577)	— (449)	— (1,640)	— (467)
過不足② - ①		100	110	208	156						
③達成率 : 確保方策 (実績/計画)		97.8%	93.9%	96.9%	93.5%						
④待機児童数		4月1日 : 0人		4月1日 : 0人							

令和3年度末の事業実施状況

R4.3月現在

	区内施設	施設数	定員	在籍児童数(管内児)
特定教育・ 保育施設	認可保育所	89	3,015	2,906
	認定こども園	0	0	0
特定地域型 保育事業	小規模保育	22	275	236
	家庭的保育	2	8	7
	居宅訪問型保育	4	32	9
	事業所内保育	1	5	1
認可外保育施設	認証保育所	6	137	75
	臨時保育所	1	24	7
計		125	3,496	3,241

2. 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

1) 事業概要

子ども及びその保護者等、または妊娠している方が、保育・教育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供及び相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。「基本型」「特定型」「母子保健型」があります。

- ・「基本型」は本庁舎に子育てインフォメーションを設けて、個々のニーズに応じた情報提供及び相談支援を行っています。
- ・「特定型」は保育課窓口で、主に保育等に関する情報提供及び相談・助言を行っています。
- ・「母子保健型」は、保健師等の専門職が母子保健や育児に関する相談に応じ、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行っており、池袋保健所、長崎健康相談所の2か所で実施しています。

2) 今後の見込み

現時点において、施設の増減の計画がないため、修正はありません。引き続き現状の体制で、個々の利用者・相談者のニーズに応じた情報提供及び相談支援を実施してまいります。

単位： か所

区全域	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み
①需要量 (当初計画の需要量見込み)	4 (4)	4 (4)	4 (4)	4 (4)	4 (4)
②確保方策	4 (4)	4 (4)	— (4)	— (4)	— (4)
基本型	1 (1)	1 (1)	— (1)	— (1)	— (1)
特定型	1 (1)	1 (1)	— (1)	— (1)	— (1)
母子保健型	2 (2)	2 (2)	— (2)	— (2)	— (2)

()内は当初計画の数字

(2) 時間外保育事業（延長保育）

1) 事業概要

保育認定を受けた子どもを、通常の利用日や利用時間以外に、保育所等において保育を実施します。

2) 今後の見込み

需要量については、全体として、令和2～4年度実績（見込み）が当初見込みを大きく下回っている状況（-60%～-40%）から、令和5年度以降の需要見込みを下方修正しました。

事業量については、令和4年度時点で需要の見込みを十分賄えるため、現状を維持してまいります。

単位：人

区全域	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み
需要量 (当初計画の需要量見込み)	443 (715)	409 (794)	341 (880)	289 (974)	237 (1,081)
確保方策	1,641 (1,477)	1,648 (1,537)	— (1,597)	— (1,657)	— (1,717)
過不足②-①	1,198 (762)	1,239 (743)			

()内は当初計画の数字

需要量の内訳(提供区域別の状況)

東部地域	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み
需要量 (当初計画の需要量見込み)	214 (322)	203 (352)	157 (384)	128 (418)	99 (456)
確保方策	836 (751)	846 (781)	— (811)	— (841)	— (871)
過不足②-①	622 (429)	643 (429)			

西部地域	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み
需要量 (当初計画の需要量見込み)	229 (393)	206 (442)	184 (496)	161 (556)	138 (625)
確保方策	805 (726)	802 (756)	— (786)	— (816)	— (846)
過不足②-①	576 (333)	596 (314)			

(3) - 1 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

1) 事業概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後や長期休暇中に小学校施設の一部等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。

小学校施設を活用し、全児童を対象とする育成事業「子どもスキップ」と一体的に、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）を22か所（全小学校）で実施しています。

2) 今後の見込み

豊島区立小学校の児童数が毎年増加していることや、共働き家庭の割合が増加していることに加え、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、子どもスキップ一般利用休止中の代替策として学童クラブ臨時入会を承認したことに伴い、需要量の増大傾向が続いています。

令和6年度まではこの傾向が続くと予想されるため、需要量を上方修正しました。

単位：人

区全域		令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み
① 需要量（ 当初計画の 見込み）	1年生	839 (715)	876 (742)	893 (765)	923 (778)	943 (941)
	2年生	663 (700)	827 (720)	891 (735)	921 (740)	941 (745)
	3年生	529 (500)	587 (520)	727 (535)	757 (540)	777 (545)
	4年生	119 (40)	135 (42)	201 (44)	221 (46)	231 (49)
	5年生	16 (18)	47 (20)	38 (22)	44 (24)	46 (26)
	6年生	5 (7)	6 (8)	20 (9)	25 (10)	27 (11)
	計	2,171 (1,980)	2,478 (2,052)	2,770 (2,110)	2,891 (2,138)	2,965 (2,463)
②確保方策		2,491 (2,491)	2,870 (2,491)	<u> </u> (2,491)	<u> </u> (2,491)	<u> </u> (2,491)
過不足②－①		320 (511)	392 (439)			

()内は当初計画の数字

需要量の内訳(提供区域別の状況)

東部地域		令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み
①需要量(当初計画の 需要量見込み)	1年生	441 (328)	462 (353)	473 (373)	490 (383)	502 (388)
	2年生	339 (320)	423 (337)	477 (350)	494 (353)	506 (355)
	3年生	278 (278)	286 (290)	388 (303)	405 (306)	417 (308)
	4年生	71 (20)	71 (21)	115 (22)	126 (23)	132 (24)
	5年生	8 (9)	23 (10)	20 (11)	23 (12)	24 (13)
	6年生	3 (3)	2 (4)	11 (4)	13 (5)	14 (5)
	計	1,140 (958)	1,267 (1,015)	1,484 (1,063)	1,551 (1,082)	1,595 (1,093)
②確保方策		1,300 (1,300)	1,464 (1,300)	— (1,300)	— (1,300)	— (1,300)
過不足②-①		160 (342)	197 (285)			

西部地域		令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み
①需要量(当初計画の 需要量見込み)	1年生	398 (387)	414 (389)	420 (392)	433 (395)	441 (411)
	2年生	324 (380)	404 (383)	414 (385)	427 (387)	435 (390)
	3年生	251 (222)	301 (230)	339 (232)	352 (234)	360 (237)
	4年生	48 (20)	64 (21)	86 (22)	95 (23)	99 (25)
	5年生	8 (9)	24 (10)	18 (11)	21 (12)	22 (13)
	6年生	2 (4)	4 (4)	9 (5)	12 (5)	13 (6)
	計	1,031 (1,022)	1,211 (1,037)	1,286 (1,047)	1,340 (1,056)	1,370 (1,082)
②確保方策		1,191 (1,191)	1,406 (1,191)	— (1,191)	— (1,191)	— (1,191)
過不足②-①		160 (169)	195 (154)			

(3) -2 子どもスキップ事業、放課後子ども教室

1) 事業概要

すべての児童の放課後の居場所を確保するために、小学校の教室や校庭、体育館等を活用した小学生のための放課後対策として、子どもスキップ事業を実施しています。子どもスキップは、学童クラブ事業と一般利用事業を一体的に実施しており、放課後の子どもたちの安全安心な遊び場を提供しています。

また、子どもスキップが設置されている小学校に放課後子ども教室を設け、地域のコーディネーターと区の社会教育指導員が連携し、地域住民の参加と協力を得ながら、子どもたちに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の機会を提供しています。

2) 今後の見込み

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和元年度3月以降、子どもスキップ一般利用と放課後子ども教室の対面開催を休止した影響から、令和2年度、3年度は利用者数が著しく減少しました。令和4年度より、一部利用制限を講じつつも徐々に事業を再開し、令和7年度には全面再開を見込んでいることから、需要量を上方修正しました。

子どもスキップ事業(一般利用)

単位：人日

区全域	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み
需要量（人日） （当初計画の需要量見込み）	390 (199,319)	3,395 (191,346)	46,098 (183,692)	70,000 (176,344)	100,000 (169,290)
確保方策(箇所)	22 (22)	22 (22)	— (22)	— (22)	— (22)

()内は当初計画の数字

放課後子ども教室事業

単位：人日

区全域	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み
需要量（人日） （当初計画の需要量見込み）	2,729 (34,500)	4,934 (34,500)	13,000 (34,500)	20,000 (34,500)	25,000 (34,500)
確保方策(箇所)	22 (22)	22 (22)	— (22)	— (22)	— (22)

()内は当初計画の数字

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

1) 事業概要

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で必要な養育を行います。

区では、児童養護施設、乳児院、区内協力家庭等において養育を実施しています。平成30年度から、要支援家庭対象のショートステイ事業を開始し、対象年齢も生後43日以上高校生までに拡大しました。

2) 今後の見込み

今後も需要が増加すると考えられることから、委託事業者の選別や区内協力家庭の拡大を図りつつ、個々の利用者・相談者のニーズに応じたサービスの提供を実施してまいります。

単位：人日（年間延べ利用者数）

区全域	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み
需要量 (当初計画の需要量見込み)	421 (366)	436 (403)	436 (443)	436 (487)	436 (536)
確保方策	3,285 (3,285)	3,285 (3,285)	_____	_____	_____
過不足②-①	2,864 (2,919)	2,849 (2,882)			

()内は当初計画の数字

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

1) 事業概要

生後 4 か月までの乳児がいる全ての家庭を保健師・助産師が訪問し、子育て支援に関する情報提供等の育児支援及び母子の健康の保持促進、家庭の孤立防止と健全な育児環境の確保を図ります。

2) 今後の見込み

過去 5 年間の出生数、訪問数に大きな変動がなく、需要量の変化が見込まれないため、需要量は計画値より修正しておりません。

単位：人

区全域		令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み
需要量 (当初計画の需要量見込み)		1,634 (2,130)	1,709 (2,130)	2,130 (2,130)	2,130 (2,130)	2,130 (2,130)
確保 方 策	委託助産師	15 (17)	15 (17)	— (17)	— (17)	— (17)
	地区担当保健師	17 (16)	17 (16)	— (16)	— (16)	— (16)

()内は当初計画の数字

(6) 養育支援訪問事業および子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

◇養育支援訪問事業

1) 事業概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する相談・指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

2) 今後の見込み

今後も需要が増加すると考えられることから、職員体制の強化も図りつつ、個々の利用者・相談者のニーズに応じたサービスの提供を実施してまいります。

単位：人

区全域	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み
需要量 (当初計画の需要量見込み)	3,658 (1,698)	5,459 (1,852)	5,459 (2,006)	5,459 (2,160)	5,459 (2,314)
確保方策	実施体制：10人（東部6人、西部4人） 実施機関：子ども家庭支援センター 委託団体等：民間事業者5社（令和2年12月から2社追加）				

()内は当初計画の数字

◇子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

1) 事業概要

児童虐待に対する地域や関係機関の危機感の高まりにより、相談・通告件数が増加傾向にあります。

引き続き、東部子ども家庭支援センターが要保護児童対策地域協議会の中核機関として、要保護児童等に対する支援のためのネットワークの運営にあたり、適切な支援に繋がっていきます。

2) 今後の見込み

要保護児童対策協議会の拡充で、都立・私立高校やインターナショナルスクール等加入が増えつつあります。引き続き、要保護児童対策地域協議会の中核機関として、子どもたちを適切な支援に繋がっていきけるよう継続してまいります。

	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み
実施体制	代表者会議…年1回 実務者会議…年4回 ネットワーク会議…年12回 個別ケース会議…随時 職員向け虐待防止勉強会…(スキップ・保育園・区民ひろば、ファミリーサポート 援助会員向け出張講座・民児協など)44か所 児童相談所OBによる研修…年15回				

(7) 地域子育て支援拠点事業

1) 事業概要

乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行います。

子ども家庭支援センター、地域区民ひろば（子育てひろば）、認可保育所等で、親子で遊べる場、育児仲間をつくる場を提供するとともに、子育て相談や子育てに関する講座なども実施しています。

2) 今後の見込み

需要量については、直近3年間の年度差を参考とし、令和4年度実績見込み値を基準として、令和5年度以降の見込み値を修正しました。

今後も引き続き、感染症対策を講じながら、区内各施設において子育て相談や親子交流の場の提供を継続していきます。

単位：人日（年間延べ利用者数）

区全域	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み	
需要量 (当初計画の需要量見込み)	124,071 (272,364)	136,268 (272,328)	141,211 (275,628)	141,801 (275,760)	142,391 (276,060)	
確保方策*	45 (45)	44 (44)	— (43)	— (42)	— (42)	
内訳	子ども家庭支援センター	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	区民ひろば(子育てひろば)	22か所	22か所	22か所	22か所	22か所
	区立保育園	19か所	18か所	17か所	16か所	16か所
	私立保育所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	児童館	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

()内は当初計画の数字

需要量の内訳(提供区域別の状況)

東部地域		令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み
需要量 (当初計画の需要量見込み)		73,657 (146,839)	78,224 (144,241)	77,056 (144,919)	77,056 (144,962)	77,056 (145,183)
確保方策*		22 (22か所)	21 (21か所)	21 (21か所)	20 (20か所)	20 (20か所)
内訳	子ども家庭支援センター	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	区民ひろば(子育てひろば)	12か所	12か所	12か所	12か所	12か所
	区立保育園	9か所	8か所	8か所	7か所	7か所
	私立保育所	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	児童館	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

西部地域		令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み
需要量 (当初計画の需要量見込み)		50,414 (125,525)	58,044 (128,087)	64,155 (130,709)	64,745 (130,798)	65,335 (130,877)
確保方策*		23 (23か所)	23 (23か所)	22 (22か所)	22 (22か所)	22 (22か所)
内訳	子ども家庭支援センター	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	区民ひろば(子育てひろば)	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所
	区立保育園	10か所	10か所	9か所	9か所	9か所
	私立保育所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	児童館	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

*一般型、都単独型として実施している箇所数

(8) 一時預かり事業

1) 事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、子ども家庭支援センターその他の場所において一時的な預かりを行います。

A 幼稚園型

区内の幼稚園において、在籍児を対象に、通常の教育時間後に幼稚園内で一時的に預かり保育を実施します。また、一部の幼稚園では、夏休みなどの長期休業中の預かり保育も実施しています。

2) 今後の見込み

区内の各幼稚園では、預かり保育の教職員を配置、保護者からの要望に応じた受入枠を確保しています。令和4年度以降も各園の取組により十分な供給量を確保し、供給量を上回る利用はないと見込まれます。

単位：人日（年間延べ利用者数）

区全域		令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み
① 需要量 見込み （当初計画の 需要量）	1号認定	26,100 (29,394)	30,477 (29,830)	28,960 (29,773)	28,960 (30,177)	28,960 (30,177)
	2号認定	2,240 (72,266)	2,240 (73,337)	2,240 (73,196)	2,240 (74,190)	2,240 (74,190)
② 確保 方策	区立幼稚園	13,015 (13,728)	16,715 (13,728)	_____	_____	_____
	私立幼稚園	101,700 (101,700)	101,700 (101,700)	_____	_____	_____
	計	114,715 (115,428)	118,415 (115,428)	_____	_____	_____
過不足②-①		86,375	85,698			

()内は当初計画の数字

需要量の内訳（提供区域別の状況）

東部地域		令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み
の 需 要 量 見 込 み ① 当 初 計 画 需 要 量	1号認定	9,400 (18,401)	16,160 (18,586)	15,755 (18,462)	15,755 (18,515)	15,755 (18,243)
	2号認定	0 (44,155)	0 (44,591)	0 (44,285)	0 (44,394)	0 (43,716)
② 確 保 方 策	区立幼稚園	4,230 (4,576)	5,555 (4,576)	<u> </u> (4,576)	<u> </u> (4,576)	<u> </u> (4,576)
	私立幼稚園	61,000 (61,000)	61,000 (61,000)	<u> </u> (61,000)	<u> </u> (61,000)	<u> </u> (61,000)
	計	65,230 (65,576)	66,555 (65,576)	<u> </u> (65,576)	<u> </u> (65,576)	<u> </u> (65,576)
過不足②-①		55,830	50,395			
西部地域		令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み
の 需 要 量 見 込 み ① 当 初 計 画 需 要 量	1号認定	16,700 (10,993)	14,317 (11,244)	13,205 (11,311)	13,205 (11,662)	13,205 (11,934)
	2号認定	2,240 (28,111)	2,240 (28,746)	2,240 (28,911)	2,240 (29,796)	2,240 (30,474)
② 確 保 方 策	区立幼稚園	8,785 (9,152)	11,160 (9,152)	<u> </u> (9,152)	<u> </u> (9,152)	<u> </u> (9,152)
	私立幼稚園	40,700 (40,700)	40,700 (40,700)	<u> </u> (40,700)	<u> </u> (40,700)	<u> </u> (40,700)
	計	49,485 (49,852)	51,860 (49,852)	<u> </u> (49,852)	<u> </u> (49,852)	<u> </u> (49,852)
過不足②-①		30,545	35,303			

**B 一時預かり事業（幼稚園型を除く）、
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）**

家庭で育児をしている方が、通院、PTA、仕事、リフレッシュなどで子どもを預けたいときに、保育所や子ども家庭支援センターで一時保育を実施しています。

2) 今後の見込み

【保育園】

需要量（保育園）については、直近3年間の年度差を参考とし、令和4年度実績見込み値を基準として、令和5年度以降の見込み値を算出しました。

事業量については、令和4年度時点で需要の見込みを十分賄えるため、現状を維持してまいります。

【子ども家庭支援センター】

令和2年度は、コロナ禍における利用制限等により比較的低い実績が出ましたが、令和3年度は徐々に実績も回復してきているため、需要量の修正は行わず、今後の推移を見守ります。

【ファミリー・サポート・センター】

令和2年度実績は、コロナ禍における利用自粛等により需要量の見込みを大幅に下回ったが、令和3年度は概ね見込み通りに回復しているため、需要量の修正は行わず、今後の推移を見守ります。

単位：人日（年間延べ利用者数）

区全体		令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み
① 需要量 （当初計画の見込み）	保育園	2,506	2,889	2,539	2,556	2,573
	子ども家庭支援センター	3,473	4,606	4,606	4,606	4,606
	ファミリー・サポート・センター	2,467	4,370	4,288	4,306	4,305
	計	8,446 (16,631)	11,865 (16,672)	11,433 (16,776)	11,468 (16,840)	11,484 (16,833)
② 確保 方策	保育園	16,104 (16,104)	16,104 (16,104)	_____	_____	_____
	子ども家庭支援センター	6,974 (6,974)	6,990 (6,990)	_____	_____	_____
	ファミリー・サポート・センター	4,246 (4,246)	4,261 (4,261)	_____	_____	_____
	計	50,402 (27,324)	50,449 (27,355)	_____	_____	_____
過不足②-①		41,956	38,584			

()内は当初計画の数字

需要量の内訳(提供区域別の状況)

東部地域		令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み
① 需要量 (当初計画の見込み)	保育園	1,403	1,422	1,285	1,226	1,167
	子ども家庭支援センター	1,910	2,702	2,702	2,702	2,702
	ファミリー・サポート・センター	1,517	2,531	2,541	2,541	2,528
	計	4,830 (10,480)	6,655 (10,386)	6,528 (10,396)	6,469 (10,396)	6,397 (10,344)
② 確保方策	保育園	9,516 (9,516)	9,516 (9,516)	— (9,516)	— (9,516)	— (9,516)
	子ども家庭支援センター	4,419 (4,419)	4,379 (4,379)	— (4,384)	— (4,384)	— (4,362)
	ファミリー・サポート・センター	2,562 (2,562)	2,540 (2,540)	— (2,541)	— (2,541)	— (2,528)
	計	23,478 (16,497)	23,354 (16,435)	— (16,441)	— (16,441)	— (16,406)
過不足②-①		18,648	16,699			

西部地域		令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み
① 需要量 (当初計画の見込み)	保育園	1,103	1,467	1,254	1,330	1,406
	子ども家庭支援センター	1,563	1,904	1,904	1,904	1,904
	ファミリー・サポート・センター	950	1,839	1,747	1,765	1,777
	計	3,616 (6,151)	5,210 (6,286)	4,905 (6,380)	4,999 (6,444)	5,087 (6,489)
② 確保方策	保育園	6,588 (6,588)	6,588 (6,588)	— (6,588)	— (6,588)	— (6,588)
	子ども家庭支援センター	2,555 (2,555)	2,611 (2,611)	— (2,650)	— (2,676)	— (2,695)
	ファミリー・サポート・センター	1,684 (1,684)	1,721 (1,721)	— (1,747)	— (1,765)	— (1,777)
	計	15,066 (10,827)	15,252 (10,920)	— (10,985)	— (11,029)	— (11,060)
過不足②-①		11,450	10,042			

*このほか、平成30年度より、要支援家庭を対象とした夜間までの一時預かり事業「トワイライトステイ事業」を実施しています。

2) 今後の見込み

今後も需要が増加すると考えられることから、委託事業者の選別や区内協力家庭の拡大を図りつつ、個々の利用者・相談者のニーズに応じたサービスの提供を実施してまいります。

単位:人日

トワイライトステイ事業	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 見込み	令和5年度	令和6年度
①需要量 (当初計画の需要量見込み)	90 (10)	126 (10)	126 (10)	126 (10)	126 (10)
②確保方策	1,460 (10)	1,460 (10)	— (10)	— (10)	— (10)
過不足②-①	1,370	1,334			

()内は当初計画の数字

(9) 病児・病後児保育事業

1) 事業概要

保育を必要とする病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース、その他の場所において、看護師等が一時的に保育を行います。区では、保育所併設型 3 か所、診療所併設型 1 か所に加え、訪問型病児保育として、ご自宅での病児保育サービスを利用された方への利用料助成を実施しています。

2) 今後の見込み

需要量については、新型コロナウイルス感染症の影響等により、実績が当初見込みから大きく乖離（-60～-80%程度）しているため、令和 5 年度以降の見込み値について下方修正しました。

単位：人日（年間延べ利用者数）

区全域		令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み
①需要量 (当初計画の需要量見込み)		242 (1,292)	502 (1,500)	737 (1,753)	985 (2,061)	1,233 (2,440)
② 確 保 方 策	施設型	1,850 (2,440)	2,420 (2,440)	<u> </u> (2,928)	<u> </u> (2,928)	<u> </u> (3,416)
	訪問型	350 (215)	455 (215)	<u> </u> (215)	<u> </u> (215)	<u> </u> (215)
	計	2,200 (2,655)	2,875 (2,655)	<u> </u> (3,143)	<u> </u> (3,143)	<u> </u> (3,631)
過不足②-①		1,958	2,373			

()内は当初計画の数字

需要量の内訳(提供区域別の状況)

東部地域		令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み
①需要量 (当初計画の需要量見込み)		115 (657)	336 (824)	329 (1,033)	436 (1,294)	543 (1,623)
② 確保 方策	施設型	740 (976)	968 (976)	<u> </u> (1,464)	<u> </u> (1,464)	<u> </u> (1,952)
	訪問型	175 (108)	228 (108)	<u> </u> (108)	<u> </u> (108)	<u> </u> (108)
	計	915 (1,084)	1,196 (1,084)	<u> </u> (1,572)	<u> </u> (1,572)	<u> </u> (2,060)
過不足②-①		800	860			

西部地域		令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み
①需要量 (当初計画の需要量見込み)		127 (635)	166 (676)	408 (720)	549 (767)	690 (817)
② 確保 方策	施設型	1,110 (1,464)	1,452 (1,464)	<u> </u> (1,464)	<u> </u> (1,464)	<u> </u> (1,464)
	訪問型	175 (107)	227 (107)	<u> </u> (107)	<u> </u> (107)	<u> </u> (107)
	計	1,285 (1,571)	1,679 (1,571)	<u> </u> (1,571)	<u> </u> (1,571)	<u> </u> (1,571)
過不足②-①		1,158	1,513			

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（小学生）

1) 事業概要

小学生の児童を有する保護者で児童の預かり等の援助が必要な方（利用会員）と、援助を行うことができる方（援助会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

2) 今後の見込み

令和2年度はコロナ禍における利用自粛等により需要量の見込みを大幅に下回りました。令和3年度は未就学児分は概ね見込み通りに回復していますが、小学生分は低学年で7割程度、高学年は2割程度の実績となっています。利用実績は、利用頻度の高い家庭の有無により大きく変動しますが、令和2年度を除く過去5年の実績と計画値の乖離率を踏まえ、当初の見込みを以下の通り下方修正します。

- ・低学年：当初計画の約70%
- ・高学年：当初計画の約50%

単位：人日（年間延べ利用者数）

区全域		令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み
（当初計画の 需要量 見込み）	低学年	269 (754)	415 (754)	530 (754)	530 (754)	530 (754)
	高学年	40 (199)	34 (199)	100 (199)	100 (199)	100 (199)
	計	309 (953)	449 (953)	630 (953)	630 (953)	630 (953)
確保方策		714 (953)	878 (953)	— (953)	— (953)	— (953)
過不足②－①		405	429			

（ ）内は当初計画の数字

(11) 妊婦健康診査

1) 事業概要

妊婦に健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中、適時必要な医学的検査を実施する事業です。

妊婦に必要な健康診査を都内の医療機関に委託しており、妊娠届の提出の際に、妊婦健康診査（14回分）と妊婦超音波検査（1回分）の受診票を交付しています。また、里帰り等により受診票が利用できない医療機関で受診された場合は、妊婦健康診査費用を助成しています。

2) 今後の見込み

過去5年間の出生数、妊娠届出数に大きな変動がなく、需要量の変化が見込まれないため修正はありません。引き続き妊婦が定期的に必要な健康診査を受けることができるよう、医療機関への委託により実施してまいります。

単位：上段/人、下段/件

区全域	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み
需要量 (当初計画の需要量 見込み)	2,446人 (2,654)	2,306人 (2,653)	2,661人 (2,661)	2,662人 (2,662)	2,670人 (2,670)
	26,945件 (30,995)	26,742件 (30,981)	31,080件 (31,080)	31,094件 (31,094)	31,194件 (31,194)
②確保方策	区内委託医療機関19か所を実施。(計画時の23か所から産科が減りました) その外、都内医療機関への実施委託を特別区の集合契約により確保します。				

()内は当初計画の数字

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

1) 事業概要

特定教育・保育施設等または特定子ども・子育て支援を利用した場合において、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用や行事への参加、食事の提供に要する費用等の一部を助成する事業です。

2) 令和2・3・4年度の実施状況と今後の見込み

【区立幼稚園】

令和2年度から事業を開始しておりますが、対象世帯からの申請が無かったため給付実績はありません。生活保護受給者の多くは保育園に入園するため、今後も対象が増加する可能性は低いと予想されます。

【私立幼稚園】

年収680万円未満相当世帯の子ども又は第3子以降の子どもに対し、副食費（おやつ・牛乳代を含む）の補助（国基準）を行うことに加え、区独自で対象を拡充し主食費を補助対象に加えています。

令和2年度より給付対象者を年収360万円未満から680万円未満の世帯に拡充したことにより、申請者が前年度より増加しました。

上記の区独自の拡充策により、近隣自治体と比較しても給付対象世帯を幅広く実施しております。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

◇新規参入施設等への巡回支援

1) 事業概要

教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業へ新規参入する事業者に対し、事業経験のある者を活用した巡回支援等を行う事業です。

2) 令和2・3・4年度の実施状況と今後の見込み

元公立保育園長による保育所の巡回支援について、豊島区内の民間保育所を定期的に巡回することで、安全・安心な保育環境を提供できるよう助言・指導を行っており、令和3年度についても引き続き実施しました。令和4年度以降については、児童相談所設置市への移行に対応し、認可外保育施設への定期巡回をこれまで以上に強化してまいります。

区全域	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み
実施体制	・巡回指導員(元公立保育園長 3名) ・会計専門員(2名)	巡回指導員(元公立保育園長 5名)			

◇認定こども園特別支援教育・保育経費

1) 事業概要

私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを私立認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助します。

2) 令和2・3・4年度の実施状況と今後の見込み

給付対象者の把握を行い、引き続き適切な補助が出来るよう検討を継続してまいります。